

精子凍結保存更新の同意書（夫婦用）

私達は、私(夫)の精子を私達夫婦の今後の不妊治療の為に貴院にて凍結保存を更新することを希望します。尚、医師やスタッフからの説明と文書『精子凍結保存・融解についての説明書(夫婦・未婚共用)』によって精子の凍結・融解、治療および費用について下記の事項を十分に理解し納得しました。

この同意書の裏面の『精子凍結保存更新についての当院の規定(夫婦用)』についても了承しこの規定を守ることを約束します。

また、以下の場合には、私達の意思に関係なく、精子が廃棄されることを同意します。

- 1, 夫が死亡した場合
- 2, 私達夫婦から特別な申し出がなく、精子の凍結期間満了日から1ヵ月が経過した場合
- 3, 災害(天災、火災など)により精子の損傷や滅失が生じた場合

別冊『精子凍結保存・融解についての説明書(夫婦・未婚共用)』と裏面の『精子凍結保存更新についての当院の規定(夫婦用)』をよく読んで、下記事項を1つずつ振り返り質問や再確認したいことがなければ、左端の患者□欄に☑を入れ、下記に署名して下さい。

(↓ 患者☑欄)

- 1) 精子の凍結保存・融解法、融解後の精子を用いた治療について
- 2) 精子の凍結融解後の生存率について
融解した精子の状態によっては治療に使用できず、精子は廃棄処分となること
凍結した精子が極少量(数個)の場合融解しても精子が確認できず治療を行えない場合があること
- 3) 凍結融解精子を使用した治療の妊娠率について
- 4) 精子の凍結保存期間(凍結から1年間)と費用について
- 5) 精子の凍結保存期間は延長できることについて
- 6) 更新延長の手続き方法について
- 7) 保存期間内に自らが延長するか廃棄するかを当院に連絡し書面で手続きをすることについて
- 8) 住所や電話番号を変更する場合は必ず当院に連絡することについて
- 9) 融解する場合の手続きについて

<注意事項>

- ① この同意書の提出がない場合は、凍結保存の更新を行うことはできません。
- ② この同意書は今回の精子凍結保存更新用です。
- ③ 離婚した場合や妻が死亡した場合、または妻が行方不明になった場合は、精子の所有権は夫に帰属し、夫との意思確認によってその後の精子の取り扱いを判断します。
- ④ 災害(天災、火災など)、不慮の事故、犯罪などが起こった場合に生じる精子の損傷・滅失に関しては当院の管理責任は免責されます。
- ⑤ この同意書を提出後でも申し出があれば、いつでも自由に同意を取り消すことができます。
- ⑥ 現在、お預かりしている精子凍結保存方法は、標準的な治療であり実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- ⑦ 患者様の個人情報、個人情報保護法及び当院の規約で取り扱います。治療経過に関する情報は個人が特定されない形で解析したり、日本産科婦人科学会へ報告することがあります。

獨協医科大学越谷病院リプロダクションセンター 施設責任者 岡田 弘

説明日： 年 月 日 【 】

下記の太枠内をご記入下さい。

凍結保存期間	:	_____年	_____月	_____日	~	_____年	_____月末	*当院で記入します
同意年月日	:	_____年	_____月	_____日				
住所	:	_____						
電話番号	:	_____						
夫氏名(自署)	:	【診察券登録番号： — — 】						
妻氏名(自署)	:	【診察券登録番号： — — 】						

*ご提出後、患者様控えとしてコピーをお渡ししますので保管して下さい。同意書控えお渡し日【 / 平成29年 1月作成】

精子凍結保存についての当院の規定（夫婦用）

<凍結の開始>

精子の凍結保存の更新期間は、保存期間満了翌日から1年間です。

（例：2016年9月30日が保存期間満了の場合、2016年10月1日から2017年9月30日までが保存期間です。）

<患者様から当院への連絡義務>

* 当院から患者様に連絡し、延長するかどうかの連絡をするなどの義務はありません。

- ① **保存期間満了の約1ヶ月前まで**に凍結保存を延長するか、廃棄するかを必ず当院に連絡して当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。
万が一、保存期間内に連絡がない場合は、保存更新の意思がなく保存精子の所有権を放棄したものとみなし、保存精子の処分権は当院に帰属し精子は廃棄処分します。
- ② **連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合**は、変更後1ヶ月以内に当院に連絡してください。
- ③ **離婚した場合**は、1ヶ月以内に当院に連絡し当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。
- ④ **夫が死亡した場合**は、妻が1ヶ月以内に当院に連絡し当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。

<更新>

- ① **更新を希望する場合**は、保存期間満了までに当院所定の書類を提出し当院の定める更新料を支払わなければなりません。
- ② 精子の凍結保存期間中に当院で定める保存費用の増減や保存期間の変更があった場合には、保存期間の更新手続き時から改定された最新の保存費用や保存期間が適用されます。

<廃棄の方法>

廃棄を希望する場合は、当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。

<凍結融解精子を行いたい場合>

凍結精子の融解を希望する時は、当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。

平成29年 1月 作成